

日本郵政グループ3社の上場に係る特例の制定について

2015年2月24日

株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

日本郵政株式会社は、昨年12月26日付で、財務省と協議のうえ、来年度半ば以降に日本郵政グループ3社（日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）の株式売出し・上場を目指す旨を公表しています。日本郵政グループ3社の会社規模（注1）や国会における附帯決議（注2）を踏まえると、売出しが実施された場合、各社の株式は円滑な流通と公正な価格形成を担保するのに十分な流動性を備えることになるものと考えられます。

一方で、昨年6月5日付の財政制度等審議会答申「日本郵政株式会社の株式の処分について」では、「日本郵政の企業規模や過去の民間企業の株式の売出規模に鑑みれば、発行済株式数に対する売出株式数の割合を一定程度に抑えることが合理的である」とされ、また、同年12月26日の日本郵政株式会社の発表では、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の売出しについて「市場に混乱を生じさせることなく、円滑な消化が可能と見込まれる規模とする」とされており、これまでの同様の民営化案件における実績を踏まえると、当取引所の上場審査基準のうち流通株式比率に関する基準を満たさないものとなることが想定されます。

日本郵政グループ3社については、その流動性に鑑みて、投資者保護の観点から適切な流通の場を提供する必要があると考えられるため、上場審査基準について所要の特例を制定することとします。（注3）

（注1）2014年3月期末において、日本郵政株式会社が約13.4兆円（連結）、株式会社ゆうちょ銀行が約11.5兆円、株式会社かんぽ生命保険が約1.5兆円の純資産を計上しています。

（注2）郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（平成24年4月26日参議院総務委員会）では「可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるよう努めること」とされています。

（注3）なお、昨年12月26日付の日本郵政株式会社の公表内容によれば、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の売却については、「まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく」との方針が示されています。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 上場株式数に係る特例	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵政株式会社については、上場株式数が発行済株式総数の50%以上となる見込みがあることを要しないものとします。 	<p>※本特例の制定理由は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当取引所では、新規上場の際し、原則として、上場株式数が発行済株式総数と同一であることを要するものとしていますが、上場に適さないと認められるものがある場合には、例外的に上場株式から除くことができるものとしており、過去には、日本電信電話株式会社や日本たばこ産業株式会社の新規上場の際して、政府の保有する株式を上場に適さないものと取り扱っています。 ○政府の保有する株式については、その売却に先立って実施される財政制度等審議会による検討などの手続きにおいて、あらかじめ流通市場における価格形成への影響等に配慮されるのが通例であり、新規上場の時に、上場に適さない株式を除く株式数が発行済株式総数の50%未満となったとしても、上場後の投資者の保護に欠けることなく、また、日本郵政の会社規模に基づくと、同社の株式の流通性は、市場第一部の平均的な流通性を優に上回るものとなることが予想されるため、取引の公正性・円滑性の確保にも問題は生じないと考えられます。 ○なお、当取引所では、前述の日本電信電話株式会社や日本たばこ産業株式会社についても、新規上場の際に同様の特例を制定しています。

項 目	内 容	備 考
2. 流通株式比率に係る特例	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については、流通株式比率に係る基準（市場第一部への直接上場の場合は35%）を適用しないものとします。 	<p>※日本郵政株式会社は全株を政府が保有しているため、上場にあたり、一般に売り出されない株式を上場に適さないものとして取扱い、売り出される株式のみを上場する結果、上場株式数が発行済株式総数の50%に満たない可能性があります。</p> <p>※財政制度等審議会答申「日本郵政株式会社の株式の処分について」では、日本郵政株式会社株式について、「証券取引所の上場基準に特例が設けられることが望ましい」とされています。</p> <p>※本特例の制定理由は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の売却は、郵政民営化法の改正に際しての国会における附帯決議を踏まえ、国民全体の財産であることに鑑みて、広く一般の国民に保有される方法で行われることが見込まれています。 ○両社の会社規模に基づく、市場に売却される株式の流通性は、株式売却が一定比率に抑えられたとしても、当取引所の市場第一部への直接上場に際して適用される流通性に関する上場審査基準（流通株式比率に係る基準を除く。）を充足するだけでなく、市場第一部の平均的な流通性を優に上回るものとなることが予想されます。 ○そのため、両社の新規上場審査に際して、流通株式比率に係る基準を適用しない旨の特例を設けても、取引の公正性・円

項 目	内 容	備 考
		<p>滑性の確保に問題は生じないと考えられます。</p> <p>※日本郵政株式会社については、一般に売り出される株式のみを上場するため、流通株式比率は100%となりますので、この特例を要しません。</p> <p>・上場日において、流通株式比率に係る上場廃止基準（5%未満）に抵触しない見込みであることを要件とします。</p>

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2015年5月から実施します。

以 上